

労働保険事務組合福岡商工会議所

福岡商工会議所では、会員サービス事業の一環として、労働保険事務組合業務を行っております。

ご相談は、お気軽に！



事務委託手数料

当所では、労災保険は労災保険料に応じて、雇用保険は雇用保険の被保険者数に応じて算出します。

(事務委託手数料 計算例) 食料品・日用品等の小売業で従業員8名を雇用し、年間に支払う賃金が1人当たり320万円(毎月20万円×12ヵ月、賞与40万×2回)の場合

(労働保険料/年)

年間支払賃金総額=320万円×8名=2,560万円

賃金総額 保険料率※ 年間保険料

①労災保険料 =2,560万円× 3.0/1000 = 76,800円

②雇用保険料

・事業主負担=2,560万円× 6.0/1000 = 153,600円

・従業員負担=2,560万円× 3.0/1000 = 76,800円

以上①・②の合計額 (307,200円) が年間の労働保険料になります。

※保険料率は業種により異なります。詳細は担当までお尋ねください。

(事務委託手数料/年)

労災保険委託手数料= 76,800円×5%+ 3,600円= 7,400円…A ※注1 ※注2
※注2 (3,840円)

雇用保険委託手数料= 従業員(被保険者)8人 =15,000円…B ※注3

年間委託手数料= (A+B) × 消費税 = 24,750円

※注1：労災保険委託手数料が7,500円以下は、最低額は7,500円です。

※注2：拾円単位は切捨て

※注3：雇用保険手数料は被保険者数が1人～5人までは10,000円、6人～10人までは15,000円以降1単位(1人～5人)増す毎に2,500円が加算されます。

建築の事業における労災保険料について

請負による建設事業で賃金総額を正確に算定することが困難な事業については、請負金額に労務費率を乗じて算定された額を該当事業に使用される労働者に係る賃金総額とする特例が認められています。



「福岡商工会議所労働保険事務代行サービス」に関する問い合わせ (貴事業所の状況)

事業所名			常時使用する労働者数	人
代表者名		事業開始の日	明・大・昭・平 年 月 日	
所在地 電話番号	〒	職種		
		事業の概要		
	TEL () -	いずれかに○印を付けて下さい ()福岡商工会議所会員である ()これから入会する		
すでに加入されている労働保険に○を付けてください。		労災保険・中小事業主等(特別加入)・雇用保険・どちらも未加入		

※ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用いたします。

■問合せ先■

福岡商工会議所 商業・雇用支援グループ 〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28
TEL (092)441-2169 FAX (092) 482-1523

事業主のみなさまへ／ 労働保険のご案内

労働保険の加入手続きはお済みですか



がんばる企業
応援します！



おせっかいを誇りとします。
福岡商工会議所



労働保険とは

労災保険と**雇用保険**を総称したもので、政府が管理・運営している強制的な保険です。そのため、農林水産の一部の事業を除き労働者を1人でも雇っている事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。



■ **労災保険**…労働者が業務上の事由又は通勤の途上において負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡させた場合に、被災労働者や遺族の方に必要な保険給付を行います。

■ **雇用保険**…労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

◎労働保険に加入させなければならない人

労災保険…事業主に雇用される常用・パートタイマー・アルバイト等の労働者

雇用保険…適用事業所に雇用される常用労働者及びパートタイム労働者でも以下の要件が満たされれば、被保険者になります。

- 1週間の所定労働時間が20時間以上になっている場合
- 31日以上引続き雇用されることが見込まれる場合

◎加入手続き

労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署、又は公共職業安定所に提出し、その年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額となります。）を概算保険料をして申告・納付する事が必要です。

◎保険料の負担は

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率を乗じて得た金額です。そのうち労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになっています。

◎保険料の納付は

年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ清算することになります。この手続きは年度更新といわれており、毎年6月1日から7月10日までに（年度途中で保険関係が成立した事業場では、その日から50日以内に）行うことになります。

◎加入手続きを怠っていた場合は

事業主が故意又は重大な過失により、労災保険に加入していない期間中に生じた労働災害について、労災保険金給付を行った場合は、事業主から2年度遡って保険料を徴収するほか、支払った給付金の全部又は一部の費用が徴収されます。

ご存知ですか、労働保険事務組合制度

◎労働保険事務組合とは

労働保険には、保険料の申告・納付手続きや雇用保険の被保険者に関する手続き（労働者の採用、退職時の届出等）等様々な手続きがあり、これらの事務処理を事業主の皆さんに代わって行う厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

わかっているが…

- 雇用保険や労災保険の手続きが煩雑で手に負えない。
- どんな手続きをしなければならないの？

こんな方は、労働保険事務組合に事務を委託することをお勧めします。

事務組合に委託した場合のメリット

（1）事務処理の負担が軽減されます！

公共職業安定所や労働基準監督署への事務手続きのほか、労働保険料の申告・納付や雇用保険の資格取得・喪失等の手続きを代行しますので、事務処理の負担が軽減されます。

（2）保険料を分割で納付することができます！

労働保険料の額にかかわらず3回に分けて納付できます。

（通常は、概算保険料40万円（労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみが成立している事業は20万円）以上でなければ分割納付はできません。）

（3）事業主も労災保険に加入することができます！ 「特別加入制度」

（雇用する労働者について労働保険関係が成立していることが必要です。）

通常、従業員しか加入できない労災保険に事業主も加入できますので、従業員と一緒に危険な仕事をされる事業主の方も安心です。

「特別加入制度」に加入できる方は、

【個人事業の場合】 中小事業主及び家族従事者

【法人その他の団体の場合】 代表者・代表者以外の役員

労働保険事務組合に事務委託できる事業主

労働保険事務組合の認可を受けた団体に所属し、使用労働者数が以下の事業主であれば委託できます。

使用労働者数	業 種
常時 50人 以下	金融業・保険業・不動産業・小売業
常時 100人 以下	卸売業・サービス業（清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業、機械修理業を除く）
常時 300人 以下	上記以外の事業

労働保険事務組合が処理できる事務の範囲は概ね以下の通りです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務（なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。）

おまかせください



雇用保険や労災保険の手続きが煩雑で手に負えない

